

写

22町監第102号の2
2023年 3月30日

町田市議会議長 戸塚 正人 様
町田市 市長 石坂 丈一 様

町田市監査委員 小 泉 めぐみ
同 古 川 健太郎
同 佐 藤 和 彦
同 白 川 哲 也

2023年第1回定期監査（その1）の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果の報告書を提出します。

なお、この監査結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知願います。

2023年第1回定期監査結果報告書（その1）

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査
なお、本監査は町田市監査基準に準拠して実施した。

2 監査の対象

(1) 対象部課

環境資源部（環境政策課、環境共生課、ごみ収集課、循環型施設管理課及び循環型施設整備課）

(2) 対象事務

2022年度（必要に応じて2021年度以前を含む。）に執行された収入事務、支出事務、契約事務及び財産管理事務

3 監査の目的

財務に関する事務について、関係法令等の定めるところに従って適正に執行されているか、また、効果的・効率的かつ経済的に行われているかを検証することを目的として実施した。

4 監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次表のとおり設定した。

○収入事務

重要リスク	監査の着眼点
(1) 債権の金額及び発生時期の確定が不明確になるリスク	ア 調定は、その根拠となる法令、契約等に適合しているか
	イ 調定期限及び手続は適正か
	ウ 前年度収入未済額は確実に調定の繰越しがなされており、また、その期限は適正か
	エ 納入通知は適正に行われているか
(2) 不適正な債権管理が行われるリスク	ア 収入の消し込みは適正に行われているか
	イ 滞納状況と、その理由を明確に記録しているか
	ウ 督促、催告及び時効の更新手続は適時適正に行われているか
	エ 不納欠損処理は適時適正に行われているか

	オ 指定納付受託者による納付手続及び収入事務 受託者による収納手続は適正に行われているか
(3) 不正な現金の取扱いが行われ市民からの信頼を失うリスク	ア 収入金等の現金は適正に保管、管理されているか
	イ 現金に係る帳簿は適正に作成され、管理されているか
	ウ 金銭出納員や現金取扱員等責任ある職員による適正な管理が行われているか

○支出事務

重要リスク	監査の着眼点
(1) 不正・不要な支出が行われるリスク	ア 支出命令に係る事務は適正か
	イ 支払方法及び時期は適正か
	ウ 予算目的に反する支出はないか
(2) 不正な現金の取扱いが行われ市民からの信頼を失うリスク	ア 前渡金は適正に保管、管理されているか

○契約事務

重要リスク	監査の着眼点
(1) 不適正な契約を行うことにより市に損害を与えるリスク	ア 明らかに市が不利となる契約となっていないか
	イ 予定価格は合理的な基準に基づき適正に設定されているか
	ウ 契約手続は適正か
	エ 建物管理に係る委託業務について、契約書・仕様書等に業務範囲、管理区分等の必要な事項が記載されているか
(2) 契約における透明性、競争性が確保されないリスク	ア 業者選定は適正に行われているか
	イ 随意契約による場合、その理由は適正かつ合理的か、また、手続は適正か
(3) 契約が適正に履行されないリスク	ア 契約書・仕様書に基づき履行されているか
	イ 履行の確認は適時適正に行われているか

○財産管理事務

重要リスク	監査の着眼点
(1) 財務諸表の資産の正確性が確保できないリスク	ア 重要物品は適正に管理され、備品台帳と一致し実在しているか
	イ 重要物品の現況確認体制は確立しているか

5 監査の実施内容

関係書類の閲覧及び関係職員に対する質問、また、現金等の取扱いや重要物品について実査を行った。なお、監査の対象については、リスクの程度に応じ次表のとおり抽出し、内部統制の運用状況の検証も併せて実施した。

○環境資源部

環境政策課

	歳入科目	収入済額(円)
収入事務	廃棄物処理手数料／家庭ごみ処理手数料	521,393,280
	衛生費雑入／光熱水費使用料	845,725
	物品売払収入／図書等販売代(予算担当課:総務部市政情報課)	—

	契約件名又は歳出科目
支出事務	町田市一般廃棄物指定収集袋製造業務委託(単価契約)
	町田市一般廃棄物指定収集袋等の保管、配送及び一般廃棄物処理手数料収納管理業務委託(単価契約／長期継続契約)
	広域廃棄物処理事業に係る負担金補助及び交付金(東京たま広域資源循環組合負担金)

	契約件名
契約事務	町田市一般廃棄物指定収集袋製造業務委託(単価契約)
	町田市一般廃棄物指定収集袋等の保管、配送及び一般廃棄物処理手数料収納管理業務委託(単価契約／長期継続契約)

	重要物品	取得年度	取得価額(円)	帳簿価額(円)
財産管理事務	車両用機器(外部給電器)	2016	1,191,880	595,940
	園芸用機器(大型生ごみ処理機)	2017	2,138,400	1,283,040
	園芸用機器(大型生ごみ処理機)	2017	2,138,400	1,283,040
	園芸用機器(大型生ごみ処理機)	2020	2,942,500	2,648,250

環境共生課

	歳入科目	収入済額(円)
収入事務	工場認可手数料／工場認可手数料	88,700
	衛生費雑入／除草受託収入	3,601,055

	契約件名又は歳出科目
支出事務	道路等喫煙禁止区域等巡回・指導業務委託
	あきかん等散乱対策事業に係る負担金補助及び交付金(整備等負担金)

	契約件名
契約事務	道路等喫煙禁止区域等巡回・指導業務委託

	重要物品	取得年度	取得価額(円)	帳簿価額(円)
財産管理 事務	情報処理用機器(航空機騒音集計処理機器(中央局))	2014	2,885,284	1
	情報処理用機器(航空機騒音自動測定装置)	2015	4,125,600	1

ごみ収集課

	歳入科目	収入済額(円)
収入事務	廃棄物処理手数料／動物死体処理手数料	885,000
	衛生費雑入／広告掲載料	1,000,000

	契約件名又は歳出科目
支出事務	可燃物収集運搬業務委託(上小山田町・木曾町 他)
	「資源とごみの収集カレンダー」印刷

	契約件名
契約事務	可燃物収集運搬業務委託(上小山田町・木曾町 他)
	「資源とごみの収集カレンダー」印刷

	重要物品	取得年度	取得価額(円)	帳簿価額(円)
財産管理 事務	車両(2トン塵芥収集車)	2017	7,754,400	1
	車両(軽自動車)	2019	1,509,750	754,876
	車両(軽自動車)	2019	1,509,750	754,876
	清掃用機器(プレハブ冷凍庫)	2021	1,958,000	1,958,000

循環型施設管理課

	歳入科目	収入済額(円)
収入事務	廃棄物処理手数料／持込ごみ処理手数料	435,786,875
	衛生費雑入／土砂搬入収入	116,958,985

	契約件名又は歳出科目
支出事務	リレーセンターみなみ施設運営管理業務委託
	町田市剪定枝資源化センター用地賃貸借(2件分)
	最終処分場峠谷地区覆土工事

	契約件名
契約事務	リレーセンターみなみ施設運営管理業務委託
	町田市剪定枝資源化センター用地賃貸借(2件分)
	最終処分場峠谷地区覆土工事

	重要物品	取得年度	取得価額(円)	帳簿価額(円)
財産管理 事務	車両(油圧ショベル)	2018	6,966,000	1,741,500
	車両(ホイールローダ)	2018	7,992,000	1,998,000
	音響映像用機器(AV操作卓)	2021	6,570,000	6,570,000
	音響映像用機器(AV操作卓)	2021	4,650,000	4,650,000
	音響映像用機器(AV操作卓)	2021	4,650,000	4,650,000

循環型施設整備課

	契約件名又は歳出科目
支出事務	「ごみ資源化施設建設NEWS(Vol.32)」印刷業務委託
	相原地区資源ごみ処理施設整備事業等土地鑑定評価業務委託

	契約件名
契約事務	「ごみ資源化施設建設NEWS(Vol.32)」印刷業務委託
	町田市熱回収施設等整備運営事業に伴う土壌調査業務委託
	相原地区資源ごみ処理施設整備事業等土地鑑定評価業務委託

(注) 表中の金額は、2023年1月4日時点のものである。

6 監査の期間及び実施場所

2023年1月4日から2023年3月27日まで町田市庁舎、町田市バイオエネルギーセンター及び町田市剪定枝資源化センターで監査を実施した。

7 監査の結果

監査を実施したところ、事務がおおむね適正に執行されていることを確認した。

なお、一部の改善、検討を要すると思料される事項について、町田市監査基準第14条に基づき、対象部の長から弁明、見解等を聴取したので、指摘及び意見を以下に述べる。

【指摘】とは、是正・改善を必要とする事項であり、【意見】とは、改善の検討を要望する事項である。

環境資源部環境政策課

<収入事務>

【指摘】収入金については、町田市会計事務規則等にのっとり、適正に管理すべきもの

町田市会計事務規則第27条第4項では、「出納員は、その取り扱った収入金を納付書によって、即日又は翌日これを指定金融機関又は収納代理金融機関に払い込まなければならない。」と定め、同条第5項では、「出納員は、その取り扱った収入金が少額であることその他の事由により即日又は翌日払い込むことが不相当であると認める場合は、会計管理者と協議の上、週末又は月末等に取りまとめて払い込むことができる。」と定めている。

町田市刊行物取扱要綱第5第3項では、図録等を除く有償刊行物については市政情報課長が頒布することとし、市政情報課長が必要と認める場合は、この限りではないと定めている。

また、刊行物取扱マニュアルでは、主管課でも頒布することが望ましい場合は、市政情報課に相談の上、実施することができるとしている。

3Rかるたの収入金に係る関係書類の閲覧及び担当職員への質問を行ったところ、主管課において頒布している3Rかるたの収入金が、即日又は翌日に指定金融機関又は収納代理金融機関に払い込まれておらず、頒布に係る市政情報課長の承認を受けていなかった。

主管部課によれば、2022年1月に稼働した町田市バイオエネルギーセンターにおいて3Rかるたを頒布しているが、町田市刊行物取扱要綱の規定を認識しておらず、市政情報課長の承認を受けていなかった。収入金の払い込みについては、出先機関であるため払い込みが遅れていたが、会計管理者との協議を行っていなかったとのことであった。

収入金の払い込みについては、出先機関であるため払い込みが遅れていたとのことであるが、収入金を長期間保管することを避けるため、会計事務規則において即日又は翌日に収入金を払い込まなければならないと規定しており、例外的に一定期間の収入金をまとめて払い込む場合は、会計管理者への協議が必要である。

町田市刊行物取扱要綱の規定を認識しておらず、3Rかるたの頒布について市政情報課長の承認を受けていなかったとのことであるが、主管課において有償刊行物を頒布することが望ましい場合は、市政情報課長の承認を得て頒布する必要がある。

主管部課は、町田市会計事務規則等にのっとり、収入金を適正に管理すべきである。

環境資源部環境共生課

<収入事務>

【指摘】納入通知の納期限については、町田市会計事務規則にのっとり、適正に定めるべきもの

町田市会計事務規則第20条第1項では、「課長は、歳入を収入しようとするときは、当該歳入に係る法令、契約書その他の関係書類に基づいて、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、債務者、納付期限及び納付場所の調査決定（以下「調定」という。）をしなければならない。」と定め、同規則第23条では、課長は、調定をしたときは、直ちに納入通知書を作成し、債務者に送付しなければならないと定め、同規則第25条では納入の通知をする場合の納期限については、調定の日の翌日から起算して30日以内において適宜の納期限を定めるものとするとしている。

工場認可手数料に係る関係書類の閲覧及び担当職員への質問を行ったところ、納期限を定めず調定し、債務者に納期限が未記載の納入通知書を送付している事例が見受けられた。

主管部課によれば、工場認可申請に係る受理書を直接申請者に窓口で渡すと同時に納入通知書を交付し、市庁舎内の指定金融機関派出所にて払い込むよう依頼をしている。工場認可については、工場認可手数料の納付後に審査し、認可されることから、債務者が納付をしないことを想定せず、納入通知書に納期限の記載はしていなかったとのことであった。

納入の通知は調定と一連の行為であることから、調定がなされた時は、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納期限等を通知しなければならない。

工場認可手数料の納付後に審査し、認可されることから、債務者が納付をしないことを想定せず、納入通知書に納期限の記載はしていなかったとのことであるが、納入の通知は調定と一連の行為であることから、調定がなされた時は、調定の日の翌日から起算して30日以内において適宜の納期限を定め、納入の通知をしなければならない。

主管部課は、町田市会計事務規則にのっとり、納入通知の納期限を定めるべきである。

環境資源部循環型施設管理課

<収入事務>

【指摘】債権については、町田市私債権管理条例等にのっとり、適正に管理すべきもの

地方自治法第231条の3第1項では、手数料を納期限までに納付しない者がいるときは、期限を指定してこれを督促しなければならないと定めている。

町田市私債権管理条例第5条第1項では、債権に関する台帳を作成し、これを保管しなければならないと定め、町田市私債権管理条例施行規則第5条第2項では、債権の発生及び徴収に係る履歴、債権の適正な管理に必要と認められる事項等を台帳に記載する事項として定め、同規則第6条第1項では、督促は、原則として債権の履行期限経過後

30日以内に書面で行うものとする」と定めている。

私債権管理マニュアルでは、非強制徴収公債権である手数料について、町田市私債権管理条例及び町田市私債権管理条例施行規則に準じて措置するのが相当であるとしている。

持込ごみ処理手数料に係る関係書類の閲覧及び担当職員への質問を行ったところ、債権の適正な管理に必要と認められる事項を記載した台帳が作成されておらず、書面による督促もされていなかった。

主管部課によれば、持込ごみ処理手数料に係る督促については、滞納する事例が少なかったため、電話による催促を行っていたが、催促の記録等を台帳に記載していなかったとのことであった。

持込ごみ処理手数料については、滞納する事例が少なかったため、電話による催促を行い、催促の記録等を台帳に記録していなかったとのことであるが、督促は、納期限までに納付されないとき、期限を指定し、納付を促す行為であり、債権の適正な管理のために、徴収に係る履歴を町田市私債権管理条例に規定する債権に関する台帳に記載する必要がある。

主管部課は、町田市私債権管理条例等にのっとり、債権を適正に管理すべきである。

<契約事務>

【指摘】 契約については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律にのっとり、適正に行うべきもの

政府契約の支払遅延防止等に関する法律第4条第2号では、契約の締結に際しては書面により対価の支払の時期を明らかにしなければならないと定めている。

町田市の賃貸借契約標準約款では、対価の支払の時期について請求を受理した日から起算して30日以内に賃借料を支払うものとする」と定めている。

町田市剪定枝資源化センターの土地賃貸借に係る関係書類の閲覧を行ったところ、対価の支払の時期を明らかにしていなかった。

主管部課によれば、賃貸借契約標準約款を用いていないことから契約書に不備があり、対価の支払の時期を明記していなかったとのことであった。

契約書に不備があり、対価の支払の時期を明記していなかったとのことであるが、締結された契約内容が信義に従って誠実に履行されるために、契約書に対価の支払の時期を明記する必要がある。

主管部課は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律にのっとり、契約を適正に行うべきである。

環境資源部循環型施設整備課

<支出事務>

【指摘】対価の支払については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律にのっとり、適正に行うべきもの

政府契約の支払遅延防止等に関する法律第6条では、契約書を作成した場合、対価の支払の時期は、請求を受けた日から起算して30日以内の日としなければならないと定め、同法第10条では、契約書を作成しなかった場合、対価の支払の時期は、請求を受けた日から起算して15日以内の日としなければならないと定めている。

「ごみ資源化施設建設NEWS (Vol.32)」印刷業務委託に係る関係書類の閲覧及び担当職員への質問を行ったところ、請求を受けた日から起算して15日以内に対価の支払が行われていなかった。

主管部課によれば、町田市契約事務規則第30条第1号及び同規則第31条第2項第1号により、契約書及び請書を省略することができる契約に該当するため、「ごみ資源化施設建設NEWS (Vol.32)」印刷業務委託に係る契約書及び請書を作成していない。

対価の支払時期については、委託業者に渡している仕様書に請求のあった日から15日以内と明記していることを認識していたが、財務会計システムへの入力を誤り、修正に時間を要したため、対価の支払が遅れたとのことであった。

財務会計システムへの入力を誤り、修正に時間を要したため、対価の支払が遅れたとのことであるが、契約書を作成しなかった場合の対価の支払は、信義に従って誠実に契約を履行するために、請求を受けた日から起算して15日以内に行うべきである。

主管部課は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律にのっとり、対価の支払を適正に行うべきである。